

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
0、重点項目	
1	子ども子育て支援新制度の下でも保育の実施義務は区にあることをふまえ、待機児童対策を始め責任ある対応を行うこと。待機児童解消は年度末を目標とし、区立保育園を含む認可保育園を増設すること。増設に当たっては、全園に0歳児の定員を確保するとともに、園庭を設置する等良好な保育環境を保障すること。そのため、国有地・所有地の提供を求めること。
2	認可保育園に入れずやむなく認可外保育施設(認証保育所、ベビーホテル等)に預けている場合、認可保育園との保育料の差額を助成すること。
3	認可保育園の運営に株式会社が参入するにあたって、保育以外に公費が流用されないよう規制を明確に定めること。保育士の離職等で保育の質が低下しないよう協定を結び、区による労働環境モニタリングを実施し、人件費割合を確保すること。
4	区立幼稚園での全園3歳児保育と預り保育の本格実施にあたっては、正規教員を増配置すること。全ての幼稚園に専任園長をおき、養護教諭を配置すること。担任は正規教員を配置すること。
5	学童クラブ条例本則にある1ユニット40名に基づき、定員オーバーしている学童クラブや今後定員オーバーが見込まれる学童クラブのある地域については、計画的に学童クラブを増設すること。
6	来年度、35人学級を実施するよう国に要求すること。区としては、小学校1年生から順次30人以下学級にすること。東京都と協議し、加配教員対応で直ちに行うこと。30人学級編成に向けて教室確保のための整備を行うこと。区が30人以下学級を行う際は、学習指導支援員を正規教員として採用し担任を持たせること。
7	学校選択制は廃止すること。
8	「新宿区の小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の具体方針」に示された「学校の適正規模」と「学校適正配置」の基準に基づく学校適正配置は行わないこと。
9	子どもの貧困対策法に沿った総合的な対策を進めること。推進するための統括的な部署を設置すること。子どもの欠食問題の実態を把握すること。食事の提供を含めた子どもの居場所づくりを進めること。
10	夏の猛暑対策と避難所になることも想定して、小中学校の全ての体育館に計画的に空調整備を行なうこと。熱中症指標計や無線式温度計を全校に購入・配備すること。
11	異常気象による熱中症等の被害を未然に防止するために、①生活保護世帯に加え低所得世帯にもエアコン設置費用・修理費用を助成すること。②生活保護世帯の夏期電気代を国に求めるとともに、当面区として法外援護で支給すること。
12	一次、二次避難所のバリアフリー化を進めること。現在ある二次避難所を引き続き確保し、更に増やすこと。乳幼児が避難できる二次避難所をさらに計画的に拡大すること。女性・障害者の視点を入れた避難所対策を行うこと。障害者が参加する避難所訓練を行うこと。二次避難所のあり方について早急に検討し、マニュアルを作成すること。
13	災害時要援護者名簿への登録促進のため関係するすべての課と連携し、あらゆる機会を通じて登録の勧奨を行うこと。要援護者支援の個別プランを作成すること。また、要援護者支援のボランティア登録を奨励すること。
14	国民健康保険料は引下げること。特に均等割は据え置くこと。そのため一般財源を投入すること。資格証明書の発行及び、保険料滞納者に対する差し押さえ等の措置を機械的に行うことなく、丁寧に相談に乗り必要な対応を取ること。
15	国保料の引き上げと徴収強化をもたらす2018年度からの国民健康保険の都道府県単位化はやめること。国の財政負担割合を計画的に復元すること。都道府県と区市町村の一般財源を投入し保険料を据え置く仕組みを維持すること。安全性・有効性が未確立な医療を患者責任で提供する「患者申出療養」は実施しないこと。70歳～74歳の窓口負担は1割に戻すこと。
16	後期高齢者医療保険制度を廃止し、75歳以上の医療費窓口負担を無料化するように国に求め、当面、区が独自に無料化を実施すること。少なくとも来年度の後期高齢者医療保険料値上げは行わず、低所得者に対する「特例措置」の打ち切りを中止すること。
17	マイナンバー制度実施については、国に対し中止を求めること。現状のもとでは区独自に漏洩防止、セキュリティ強化の対策をとり、必要に応じて個人情報審議会に諮問、報告すること。また、マイナンバー制導入にともなう中小企業の経済的負担軽減策を講ずること。
18	65歳～74歳のインフルエンザ予防接種を無料にすること。又子どものB型肝炎ワクチン・ロタウイルス・おたふく風邪の予防接種については、国に早期に定期接種化を求め、当面区として無料にすること。その際、B型肝炎ワクチンについては、3歳児までを対象とすること。大人の風疹ワクチン助成を増額すること。

	要望項目
19	中学3年生まで、インフルエンザ予防接種の助成対象を拡大すること。
20	がん検診を無料にすること。また受診勧奨を強化すること。
21	国の介護保険制度改悪の影響が区民に及ばないように区独自の施策をすすめ、サービスの質量ともに落とさないこと。要介護者のために生活援助・外出介助サービスを区独自に実施すること。また、要支援者及び自立・非該当者に対する家事援助サービスを区独自に実施すること。
22	介護保険料について、一般財源を活用して、引き下げるとともに、区として個別減額制度を創設すること。また、利用料についても区独自に低所得者の負担を軽減すること。
23	介護保険制度の改悪で、2割負担になる人や補足給付の対象から外れる人に対して、区独自の助成を行うこと。
24	新たに始まる「介護予防・日常生活総合事業」については、これまでの介護保険サービスと比べて質・量ともに後退させることのないよう、報酬についても国基準を維持し、最低でも国基準の9割以上とすること。
25	特別養護老人ホーム、ショートステイ、グループホームの整備目標を大幅に引き上げること。特養ホームについては低所得者が入所できるよう、多床室を早急に増設すること。これらを実現するため国に対しては、建設費と運営費への財政支援を強め、計画的に基盤整備を進めることや、特養はユニット以外も建設助成の対象にすること。用地取得については国有地を地元自治体に低廉な価格で提供する優遇措置を復活させるよう要望すること。
26	福祉職場の人材確保のため、区独自の修学資金制度を創設すること。また、区内の保育・介護・福祉施設事業者で働く人の処遇改善のため、区独自の助成制度を創設すること。区内福祉施設の求人情報を、区のホームページや広報に掲載するなどして、人材確保の支援を行うこと。
27	紙オムツが必要な要介護者については、介護度に関わらず支給すること。制度拡大にあたっては、低所得者に十分配慮すること。また、入院時の紙オムツ代助成については償還払いができるよう改善すること。以上の改善を速やかに行うこと。
28	障害者基本法の精神に則り、精神障害者にも障害者福祉手当を支給すること。そのために、国や都の財政補助を強く要望すること。また精神障害者に対して、身体・知的障害者と同様に、福祉タクシー・自立生活ホーム助成制度等の障害者福祉制度を都に求めるとともに、区独自にも推進すること。
29	住宅困窮度の高い方向けの都営住宅募集の申し込み基準に合致する高齢者・障害者・母子世帯、単身者などを対象に、家賃助成を早急に実施すること。
30	「中高層建築物の建築に係る紛争防止と調整に関する条例」又は規則を改正し、説明会の開催を義務付けること。
31	耐震補強工事助成は、①ABCの区分をなくし全部をC区分と同じ扱いにして、工事費の4分の3、300万円まで助成すること。②所得制限を撤廃すること。③建替えにも同額の助成をすること。④建物の除去費用を助成すること。
32	バリアフリー化や耐震目的以外にも利用できる住宅リフォーム資金助成制度を創設し、区民の住環境の改善を促進すること。また商店リフォーム助成を創設し区内中小商工業者の振興を図ること。
33	戸山多目的運動広場の整備計画については、その内容について区民・利用者に意見をよく聞いて都和協議すること。ナイター設備の設置を都に要望すること。またトイレの洋式化等の改修やグラウンドの土の入替え等の整備は直ちに行うこと。更衣室を設置し、温水シャワーをつけること。
34	「新宿区調達のあり方についての指針」の適用を指定管理者の委託契約にも広げること。さらに、指針を活かし、新宿区独自に公契約条例を制定すること。国に対し、公契約法の制定を求めること。
35	区が財政援助している福祉施設で働く職員の待遇については、民間事業者であっても区は常に関心を払い、職員が定着して経験を積み、高水準のサービスが提供できるよう財政的な支援をすること。また、指定管理者制度外の社会福祉法人、指定管理者が委託している業者等の労働環境モニタリングを区が行うこと。
36	LGBTの人権を擁護し、啓発を行うこと。職員などへの研修を行うこと。条例を制定した他自治体の事例を研究、検討すること。社会生活上の不利益を解消するため条例を制定すること。
37	新宿区長が「脱原発をめざす首長会議」に加わり、区として「脱原発自治体宣言」をすること。
38	18歳選挙権実施について十分周知投票率アップをめざすこと。学校における主権者教育を国に求めるとともに、主権者教育の一環として新宿区自治基本条例を教育課程に位置づけること。また、小中学生を対象に子ども議会を実施すること。
39	法人住民税の一部国税化については元に戻すこと。少なくとも来年度の全面実施は凍結すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
	要望項目
1、国に対して要求すべき事項について	
1	軍事力の不保持と戦争放棄を規定した憲法第9条を改定しないこと。また集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、戦争法を廃止すること。
2	(仮称)空襲被害者等援護法を早期に成立させ、東京大空襲等の被災者・遺族に対する救済を実施すること。
3	自衛隊単独、自治体・住民無視の「災害対処訓練」は行わないようにすること。自衛隊が単独で勝手に実施しないこと。
4	自衛隊市ヶ谷基地へのPAC-3の配備や施設の整備は中止すること。自衛隊市ヶ谷基地の区域内での訓練は行わないこと。
5	人口密集地である首都圏及び日本中で、事故が多発している欠陥機の垂直離着陸輸送機オスプレイの飛行を中止すること。また、東京の米軍横田基地へのCV22オスプレイ10機の2017年度以降の配備計画を中止すること。
6	2015年のNPT(核拡散防止条約)再検討会議で最終文書草案に盛り込まれた核兵器禁止条約締結のために、唯一の被爆国として率先して国際社会に働きかけること。非核三原則の法制化と国家補償による被爆者援護法に改正すること。
7	地震や火山噴火の予測は現在の科学では不可能であり、原子力規制委員会が「新規制基準」への適合で再稼働の可否を判断することをやめ、川内原発を停止するとともに全ての原発を再稼働しないこと。原発事故後停止し冷却が進んでいる今、全原発を廃炉にすることを決断すること。
8	地球温暖化による気候変動が、異常気象、生態系破壊、水・食糧不足等を引き起こしている今、温暖化ガス排出量世界第5位(2012年)の日本が、気温上昇を抑制するために国際社会で積極的役割を發揮するとともに、意欲的な中・長期の削減目標を定め、具体化に踏み込むこと。
9	化石燃料に依存する火力発電を減らし、再生可能エネルギーを飛躍的に増やすこと。2012年7月にスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度の普及と周知に更に努めること。太陽光発電等再生可能エネルギーを促進するための自治体の取り組みに見合う支援を行うこと。
10	国会議員定数削減と比例代表削減は行わないこと。企業・団体献金を全面廃止し、政党助成金制度を廃止すること。
11	永住・特別永住等の外国人に地方参政権を付与すること。
12	2017年4月からの消費税10%への引き上げは止めること。食料品などの生活必需品の消費税を非課税にし、1,000万円の課税売上高を引き上げること。
13	外形標準課税の適用拡大は行わないこと。
14	消費生活相談の窓口の充実のため、相談員の常勤化等体制強化のための財政支援を行うこと。
15	下請け取引を適正化し、「単価たたき」など不公正な取引をやめさせること。
16	男女とも育児・介護休業がとれる条件整備を進めること。特に中小企業には従業員の所得補償を抜本的に支援すること。
17	「新しい労働時間制度」による「残業代ゼロ」の労働時間規制緩和は中止すること。
18	企画業務型裁量労働制の対象拡大や、特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設など、労働時間に関する規制緩和は中止すること。
19	「勤務地限定正社員」「職務限定正社員」の拡大や、解雇無効訴訟における解決金制度の導入により解雇自由化を進めるのではなく、整理解雇4要件の明文化を含む「解雇規制法」を制定し、不当解雇を規制すること。
20	「ブラック企業規制法」「サービス残業根絶法」を制定すること。
21	失業給付期間を、現在の90～360日から180日～540日程度まで延長すること。給付水準の引き上げ、受給資格の取得に要する加入期間の短縮、退職理由による失業給付の差別をなくし、受給開始時の3ヶ月の待機期間をなくすこと。
22	総合支援資金貸付を今後も継続し、支援を強化すること。2015年度からの住宅確保給付金の支給水準は住宅支援給付を上回るものとする。
23	労働者派遣法を抜本的に改正し、派遣労働を臨時的・一時的業務に限定し常用雇用の代替にはならない旨を明記すること。製造業派遣・日雇い派遣の全面禁止、登録型派遣の専門的業務への限定、派遣先の正社員との均等待遇、グループ内派遣制限により常用雇用代替を規制すること。
24	TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)への参加は取り止めること。また日米FTA(自由貿易協定)条約を締結しないこと。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
25	安全な食料の安定供給のため、食料の自給率向上を図ること。BSE(牛海綿状脳症)の全頭検査を行うこと。また食の安全を確保するチェック体制を強化すること。
26	公立保育所運営費の国庫負担を復活すること。地元自治体に保育所用地として国有地を廉価で払い下げ、もしくは貸付すること。
27	おたふく風邪・B型肝炎・ロタウイルスの予防接種を定期接種化すること。成人の風疹抗体検査と予防接種費用を無料にする対策を講じること。定期接種化した予防接種は全額国庫負担とすること。23区の法定予防接種については、地方交付税交付団体と同様に国が財源措置をすること。
28	ベビーシッターに係わる事件・事故防止のため、紹介サイト運営者に対して法的規制を行うこと。
29	年金に制度的に加入が出来なかった定住外国人高齢者に対して年金を支給すること。
30	療養病床削減方針を撤回し、増床すること。
31	医療保険のリハビリ日数制限をなくすこと。
32	介護保険施設入所者等に対するホテルコストを廃止すること。補足給付の資産要件は元の制度に戻すこと。
33	介護保険制度の国の負担を30%に引き上げ、被保険者の保険料引き上げを抑えること。
34	介護保険利用料の負担軽減制度は、事業者負担をなくして全事業者が実施できる様に改善すること。
35	介護従事者を確保するため、介護報酬を引き上げ、賃金・労働条件を大幅に引き上げること。特に大都市部での調整率を現状に合わせて引き上げること。その分は保険料に転嫁せず、国の負担割合を引き上げること。
36	要介護認定については、利用者・家族の状況を細かく把握し、実態に即した認定となる様にシステムの改善をすること。
37	憲法第25条で定めた生存権の保障は国に課せられた責務であり、生活保護費の国庫負担を引き上げ、全額国の負担とすること。ホームレスへの生活保護費は、直ちに全額国で負担すること。
38	扶養義務の履行を生活保護の要件とするような厳格化をしないこと。
39	生活保護費を減額前の基準に戻し、住宅扶助費の引き下げを撤回するとともに、都心区の基準を実態に見合ったものに引き上げること。老齢加算を復活させること。
40	夏季加算を創設すること。教育扶助を更に充実し、入学準備金を実態に見合ったものに引き上げること。
41	社会福祉協議会が窓口になっている応急小口生活資金貸付制度は、倒産・失業による一時的な生活困窮等の理由も対象とする「特別枠」の貸付限度額を拡大すること。同じく社協が窓口の総合支援資金貸付制度は、保証人を立てられない場合も無利子にすること。
42	シルバー人材センターで働く人たちが「生きがい」だけではなく、生活を支えるために就労日数や収入を保障出来る様に法律を改正すること。また労災保険をはじめ、労働者保護法の適用を受けられる様に制度を改正すること。
43	①「石綿の健康被害の救済に関する法律」を、すべてのアスベスト被害者を対象とし、十分な救済・補償が受けられるよう抜本改正すること。②「被害者救済基金」制度を、被害者を生んだ責任のある国・石綿含有建材製造企業が拠出して設立すること。③建設現場従事者と近隣住民のばく露防止策を徹底すること。④アスベスト疾患の医療体制と治療方法、アスベスト除去対策など総合的なアスベスト対策を行うこと。
44	「容器包装リサイクル法」に拡大生産者責任の明確化を盛り込むこと。廃家電をメーカーの責任で回収して再資源化する事を義務付けるよう、家電リサイクル法を改正すること。
45	義務教育費の国庫負担制度を堅持し、2006年に引き下げられた国庫負担率1/3を1/2に復元すること。
46	義務教育の観点から、副教材費や給食費、社会科見学等の交通費は全て公費負担とすること。
47	義務教育終了までの子どもの医療費無料化を、国の制度として実現すること。
48	就学援助への国庫負担金制度を復活すること。
49	全国学力テストは中止すること。
50	高校の授業料の無料化を所得にかかわらず実施すること。授業料だけでなく、教科書代等も無償とすること。公私格差を是正すること。大学、専門学校等の授業料負担軽減措置を大幅に拡大すること。
51	大学生等向けの給付型奨学金を創設すること。無利子奨学金の枠を直ちに拡大すること。現在の有利子奨学金を無利子にし、返済者には減免制度をつくるなど、返済方法を改善すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
52	朝鮮学校を高等学校就学助成金の支給対象とすること。
53	サッカーくじは廃止すること。サッカーくじの収益金に頼らず、スポーツ予算を拡充すること。
54	国と地方の仕事に見合う税源移譲をすすめ、地方分権を促進すること。地方交付税の一方向的な削減は止め、地方自治体の財政格差をなくすためにも、地方交付税の財源保障・調整機能を強化し、総額を確保すること。福祉や教育等の国庫負担金を削減しないこと。国庫負担金の削減につながる一括交付金については導入しないこと。住民自治を奪う道州制の導入は行わないこと。
55	カジノを合法化しないこと。
56	区民サービスの質を守り、職員の健康を維持するため、自治体に対し、職員定数削減や現業職場の職員の賃金・労働条件の引き下げを押し付けないこと。
57	被災者生活再建支援法は、住宅の機能を優先し居住者の立場に立った判定基準とする総合的判定に変えること。支援対象となる災害を拡大し、「全壊」等に限定された支援対象家屋を拡げ、支給限度額も「再建」に相応しい額に引き上げ、早急に上限を500万円まで拡大にすること。
58	個人用住宅やマンション等の集合住宅の耐震化、がけ・よう壁の補強工事に対して、財政面・技術面からより手厚い支援をすること。
59	帰宅困難者対策充実のため、中小零細企業の備蓄物資拡充に対する補助制度を拡充し、条件を緩和すること。
60	福島をはじめ、被曝の可能性のある人に健康手帳を支給し、国の責任で毎年近くの医療機関で健康診断を受けられるようにすること。医療費も当然国の責任で無料にすること。
61	国民・子どもの命を守るため、放射線量の安全基準を少なくともWHO以下に設定し、検査体制を抜本的に強化すること。子ども・妊産婦等への安定ヨウ素剤の確保と配布体制を確立すること。
62	新国立競技場については、見直しの整備計画は「アジェンダ21」及び「アジェンダ2020」を尊重し、整備費の縮減と神宮外苑の歴史的景観と調和し周辺環境に配慮したものとすること。
63	羽田空港の機能強化に伴う空路の変更については、住民の安全や平穏な生活を確保する観点から中止すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
	要望項目
2、東京都に対して要求すべき事項について	
1	福祉・教育・消防等公的分野で若者の雇用を拡大し、労働情報提供・労働相談・職業訓練を強化し、就労支援を行うこと。
2	ブラック企業対策については、東京都労働相談情報センターの相談員を増員するなど機能強化を行い、相談窓口の周知など広報を強めること。あわせて、経営者が集まる会議等で法令順守の徹底を働きかけること。
3	待機児童解消対策のため、認可保育園増設をさらにすすめること。私立保育園への運営補助を充実すること。公立保育園への整備・運営補助を復活すること。
4	保育園や高齢者施設、障害者施設の整備を進めるため、自治体と社会福祉法人に対し未利用所有地についての十分な情報提供を行うこと。所有地を貸し付ける場合は、無償または現行より更に低廉な額にすること。自治体や社会福祉法人が所有地の購入を希望した場合は低廉な額で譲渡すること。
5	「東京都幼保連携型認定子ども園の学級編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例」を改正し、学級規模を3歳児は15人、4・5歳児は20人にすること。
6	認証保育所の安定した運営のために、人材・施設両面の財政的裏付けを保障すること。
7	新制度施行後、認可保育園の認可手続きが速やかに行えるよう改善すること。
8	国立競技場の建て替えに伴う都営霞ヶ丘アパートの廃止・立ち退き計画を白紙に戻し、東京都による敷地内の建替えを実施し、住民が現地で住み続けられるようにすること。
9	社会福祉法人施設で働く労働者の処遇改善のため、公私格差是正を図るための人件費補助を行うこと。
10	都の子ども医療費助成制度の所得制限を撤廃し、対象年齢を満18歳(18歳誕生日以後の最初の3月31日まで)まで拡大すること。また通院については1回200円ではなく無料にすること。
11	ぜんそく患者の医療費助成制度の18歳以上の新規申請を復活するとともに、国と企業に働きかけを行うとともに、2018年度以降も都として医療費の全額助成を継続すること。
12	国民健康保険への都独自補助を増やすこと。建設国保の都補助金を削減しないこと。
13	低所得者の健康を守るために無料低額診療事業を維持・拡大し、薬局にも適用を拡大すること。
14	生活保護世帯が歯科診療を受けやすいように、指定医院の拡大をすすめること。
15	大幅に不足している特別養護老人ホーム・老人保健施設・認知症グループホームや、小規模多機能型居宅介護等の基盤整備に対する補助金の対象枠と金額の拡充を更に図ること。
16	社会福祉法人による介護利用者負担軽減事業に都として補助し、都の独自制度として1/2減額対象者を保険料第2段階まで拡大すること。
17	重度障害者手当等の支給対象に精神障害者を加えること。心身障害者福祉手当の対象に精神障害者も加え、財調の算定に加える等経済的支援を拡充すること。
18	生活保護の夏冬見舞金を復活すること。クーラーの設置費用を助成すること。被保護者が通院する際の医療券を埼玉県や新潟県のように、国民健康保険証と類似の形状のものに改めること。
19	シルバーパスは所得に応じて3,000円パス、5,000円パス、10,000円パス等を発行すること。
20	女性相談センター相談員を増やし、更に充実させること。
21	児童相談センターを増設するとともに体制を充実させること。児童相談センター業務を23区に移管すること。
22	区内の都営地下鉄や東京メトロのエレベーター・エスカレーターを未設置駅に早急に設置すること。また、ホームドア等の転落防止柵を設置すること。
23	都バス「橋63」・「飯62」・「新75」系統の運行本数を増やし、運行時間を延長すること。東京都のコミュニティバス運行への補助条件を緩和すること。
24	バス停の屋根設置基準の緩和を受け、住民から要求がある所にはバス停に屋根とベンチを設置すること。
25	都営住宅の新規建設を行うこと。高齢化に対応して中層都営住宅にエレベーターの設置をすすめること。百人町や弁天町、若松町の建て替え住宅で2年以上事業用として活用していない空き住戸は地元割当を行うこと。都営住宅の愛の手帳保持者の入居基準を4度まで拡大すること。

	要望項目
26	都営角管住宅跡地については地元の要望を聞き、都営住宅の建設等有効活用すること。
27	明治通りや外苑東通りなどの都道拡幅の機会を捉え、地元住民との協議の場を設け、具体的に自転車専用レーンの整備をすすめること。
28	飯田橋歩道橋についてJR飯田橋駅東口周辺を含め、地域住民・利用者の利便向上のための改良を行うこと。
29	都道に設置している点字ブロックはの総点検を行い、破損箇所の改修と滑りやすい所は滑りにくい材質のものへ更新すること。
30	諏訪通りの点字ブロック未設置部分に早急に設置すること。
31	高校進学希望者が全員入学できる様に、都立高校の定員枠を拡大すること。特に定時制については、早急に拡大すること。
32	都立高校の教科書等を無料にすること。また、授業料無償化の所得制限をなくすため都として補助すること。
33	都立職業能力開発センターの数を増やし、授業料は無料に戻すこと。
34	私学助成の経常経費補助を拡大すること。私立高校授業料については公私格差是正のための財政措置を行うこと。小中学校の就学援助世帯を対象にした給付型奨学金を創設すること。
35	受験生チャレンジ支援貸付事業の貸付限度額を引き上げ、連帯保証人の要件はなくすこと。また、残念ながら合格・入学に至らなかった場合も返済を免除すること。
36	日の丸・君が代の強制を止め、都の通達を撤回すること。戦争を賛美する歴史教科書を、都立学校で採択しないこと。
37	私立幼稚園の保護者負担軽減については、補助額を引き上げること。
38	都として太陽光発電初期費用ゼロシステムを構築すること。都営住宅の屋上に太陽光発電設備を設置すること。
39	温室効果ガス発生(削減)量が3年遅れのデータしか出ない現状を打開し、直近の数値が出せる様に区を支援すること。
40	ヒートアイランド現象が進まないように超高層ビルの建設を抑制する等、持続可能な都市計画に転換すること。
41	消防庁ですでに活用され、集合住宅などの火災消火で水損被害を抑制でき環境に優しい泡消火剤の利用を拡大すること。
42	四谷から飯田橋にかけて専門機関の分析結果により存在が指摘されている活断層をはじめ、都内の活断層について調査を行うこと。
43	東京都全体の耐震化を促進するため、住宅やマンションの耐震診断、耐震・不燃化・難燃化工事等の助成制度を抜本的に拡充すること。都の木造住宅耐震化助成の対象を、①現行の木造密集地域の整備地域限定を取り払い、都内全域に拡大すること。②助成額の上限を150万円(高齢者・障害者は180万円)に増額すること。
44	木造密集地域の不燃化助成をすすめること。「木密地域不燃化10年プロジェクト」については、コア事業等の条件を撤廃し、活用し易い制度に改善すること。
45	旧耐震設計の鉄道・高速道路に最新技術での耐震診断と必要な補強を実施し、液状化対策も強化するよう都として事業者へ指導・援助を行うこと。
46	表層地盤の増幅率を示し、揺れやすい地域への対策を確立し、支援を行うこと。
47	都として崖や擁壁の改修工事費助成制度を創設すること。
48	感震ブレイカーの普及・設置促進をすすめること。特に、通電火災の被害の大きい木造密集地域については早急に設置するよう助成制度を創設すること。
49	東京ガスが首都圏に8,300ヶ所(区内53ヶ所)以上持っている地震感知器のデータを活用した「jishin.net」を購入し、都内各地のリアルタイムの地震情報を把握し、各自自治体が迅速な初動体制に活用できるようにすること。
50	超高層ビルの家具等の転倒・移動防止対策、火災対策、食料・飲料水等の備蓄対策が具体的にすすむよう、都として事業者へ指導・援助を行うこと。また長周期地震動対策を強めること。
51	都道の無電柱化を促進すること。
52	上下水道の耐震化を急ぐこと。

	要望項目
53	雑居ビルや個室型店舗における被害を防ぐため、防火・防災設備の設置や定期点検の義務化を関係機関に要請すること。再発防止の観点から建築安全条例を改正すること。
54	都営住宅の分譲型店舗に耐震費用を助成すること。
55	総合治水対策は100ミリ対応に引き上げること。当面神田川の高田馬場駅付近など50ミリ対応工事は早期に完了すること。都道の透水性舗装を促進すること。
56	「地域安全センター」が出来るだけ無人にならないよう、引き続き人員を配置すること。
57	都民・子どもの命を守るため、放射線量のより厳しい安全基準を設定し、検査体制を抜本的に強化すること。
58	仮説住宅として被災者が入居している都営住宅については、来年度以降も本人が希望する場合は引き続き入居を認めること。
59	東京五輪・パラリンピックのための羽田空港の機能強化に伴う空路の変更については、都民の安全や平穏な生活を確保する観点から国に中止を求めること。
60	米軍横田基地へのCV22オスプレイの配備計画については、中止するよう国及び米国政府に強く要望すること。
61	都市計画税は区に税源移譲すること。当面、区への交付が実態に見合ったものとなるよう、交付率や設定単価等を見直すこと。
62	築地中央卸売市場の豊洲移転計画を中止すること。



## 2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)

## 要望項目

## 3、災害から区民のいのちとくらしをまもるために

## (1)震災

1	区の防災会議に障害者団体の代表を加えること。
2	「要配慮者防災行動マニュアル」や避難場所地図に二次避難所(福祉避難所)を明記すること。
3	民間の福祉・教育施設に対して、耐震化の助成を行うこと。災害時の事業継続計画策定を支援するとともに、被災後の点検・修繕の枠組みを作ること。二次避難所(福祉避難所)に指定する福祉施設を公設民設のかかわらず増やし、施設を運営する事業者と協定を結ぶこと。
4	木造住宅密集地域整備において、住民の合意を大原則とし、行政や民間ディベロッパーなどによる一方的な押し付け、住民追い出しは行わないこと。
5	新耐震基準の木造住宅についても、希望者には予備診断・耐震診断助成の対象にすること。
6	塀の悉皆調査を行い、診断結果を所有者に通知し、区の助成制度を活用するよう働きかけること。
7	超高層ビル・高層マンションの家具等の転倒・移動防止対策、火災対策、備蓄対策を具体的にすすめること。長周期地震動対策を強めること。
8	崖・擁壁改修費用助成額を引き上げ、所得制限をなくすこと。
9	保育園などの児童福祉施設や私立幼稚園等の教育施設にも非常用自家発電機を配備すること。
10	区民に対し、最低3日間の飲み水・食料などを備蓄するよう啓発を強めること。さらに、乳幼児のためのミルク・離乳食や高齢者のためのアルファ米など、災害弱者のための備蓄は十分に用意しておくこと。そのための備蓄スペースを確保すること。また、民間福祉施設には区と同等の体制が取れるよう支援すること。
11	マンション防災対策マニュアルを有効に活用し、防災アドバイザーを積極的に派遣し、マンションでの防災対策を急ぐこと。また、マンションでの防災区民組織の結成を推進すること。賃貸マンションについては、特別な対策を講じること。
12	災害対策として、区立保育園と同様に、区立幼稚園に園児の防災頭巾を備品として整備すること。また小学生には、児童用のヘルメットを配布すること。
13	遅れている中小零細企業の防災対策の強化を図るため、事業所建物の耐震調査、改修の融資や利子補給、備蓄物資の拡充のための助成制度等を特定建築物や緊急輸送道路沿道特定建築物に限らず行うこと。
14	不特定多数の帰宅困難者のために、休憩・給水・トイレ・電話などの支援ができる避難所を各地域ごと明確にし、避難所への案内がスムーズにできる体制をつくること。
15	災害時に備え、区内在住率を引き上げるため区職員住宅を増やすと同時に、区内在住者への住宅手当を増やすこと。
16	全国293局、23区中5区で開局されているFM周波数を利用するコミュニティ放送局を開局し、地域の情報を提供するとともに災害時には被害情報・行政情報をリアルタイムで提供すること。
17	公衆電話を復活・維持・増設するようNTTに要望し、設置場所の案内を工夫すること。特に、第2種公衆電話を公共施設に1つ以上は設置すること。
18	特設公衆電話について、すべての避難所で設置訓練を実施し、存在と活用方法を徹底すること。
19	家具類転倒防止対策と火災警報器設置について周知・啓発を強化し、災害時要援護者対象世帯で未登録の世帯にはアウトリーチで設置の勧奨と災害時要援護者名簿への登録を推進すること。防災用品の斡旋事業についてはあらゆる場で繰り返し区民に周知すること。
20	避難危険区域に小型防災貯水槽を増やすこと。小・中学校に生活用水として防災井戸の設置を計画的に進めること。
21	地震の振動を感知して自動的に通電を遮断する感震ブレーカーの普及・設置促進をすすめること。特に、通電火災の被害の大きい木造密集地域については早急に設置するよう助成制度を創設すること。
22	区内各小中学校に、集中豪雨時の雨水の一時貯留や、大地震の際の避難所としての「トイレ対策」ともなる「多目的防災貯水槽」を年次計画をもって設置すること。下水道直結式のトイレの配備を進めること。公衆トイレを増設すること。
23	震災時にアスベストが暴露する危険性を区民に知らせ、防災用品にマスク等加えるよう周知すること。
24	東京都から入手した被害想定データ、区が独自に確保しているデータ等を活用し区民に分かる資料にすること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
	要望項目
(2) 水害、その他の災害	
1	集中豪雨・都市型ゲリラ豪雨による水害抑制のための止水板設置費用の助成制度を創設すること。
2	ゲリラ豪雨時の道路冠水等をなくすため、区道の透水性及び保水性舗装の箇所を、一気に増やすこと。また経年劣化に対応したメンテナンスを定期的に行うこと。
3	災害見舞金の増額、災害見舞い品の充実、貸付金の条件緩和(保証人の要件をなくすなど)や額の拡大を行うこと。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
4、放射能汚染から子どもと区民を守るために	
1	原子力発電所、横須賀港を母港とする原子力空母潜水艦事故を想定した、区民の被害・被曝を最小限にするための対策や避難計画を策定すること。
2	放射能汚染に関する区民が相談できる窓口を明確にしておくこと。
3	子どもの施設の給食食材の測定は1学期に1回ずつではなく、回数を増やすこと。区として子どもの施設が利用している店・食材を把握し、出来る限り多くの食材を測定すること。その際の食材購入費用は、独自の予算を計上して行うこと。測定下限値ではなく検出限界値まで測定すること。
4	国から貸与された放射性物質測定器を活用し区民の持ち込み食材等の測定が実施できることを区民に十分周知すること。
5	各学校に、弁当・水筒の持参を認める区教育委員会の方針を徹底し、各学校により丁寧な対応をすること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
5、子どもたちの福祉・教育の充実のために	
(1) 福祉	
1	子どもの権利条約に基づいた「新宿区子ども条例」を制定すること。
2	民間保育施設が、保育の質の向上を図れるよう、保育者の資格取得と有資格保育士確保のための実効性ある財政支援をすること。
3	すべての子ども家庭支援センターに心理職等の専門職を配置するなど人員配置を拡充し余裕のある体制にすること。
4	学童のトワイライトスティ(夕方～22:00)を実施すること。
5	妊婦健診の本人負担をなくすこと。
6	高額な治療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微受精)助成制度を創設するとともに、一般不妊治療費助成も行うこと。
7	病児保育を増やすとともに、利用しやすい環境を整えること。
8	ベビーホテルなど認可外保育の利用世帯の実態調査を行い、待機児童解消計画に反映させること。
9	2人目以降の保育料軽減は、兄弟姉妹が認証保育所等の認可外保育施設を利用している場合も対象とすること。
10	保育園・子ども園の延長保育料は所得に応じた料金とすること。
11	専用室型を拡大し、一時保育を拡充すること。利用料については、減免制度を実施すること。
12	保育園での調理の民間委託は行わないこと。
13	アレルギー体質の子どもが増加するなかで、献立や除去食などに責任を持って対応できる正規栄養士をすべての園に配置すること。また、調理員を増員すること。当面、産休明け園には栄養士を常駐させること。
14	子ども園に入園を希望する「2号認定、3号認定の子ども」については、区が責任をもって入園調整を行うこと。
15	指定管理者制度や委託をした児童館・学童クラブでは、処遇の改善の為、ふさわしい給与等を公募の際、明示すること。また、労働環境モニタリングで確認された内容が実際に履行されているか区が責任を持って管理すること。
16	直営でも学童クラブの時間延長については、夏休みなど長期休みの朝の登館時間を早めることも含めて、保護者や職員の意見を聞いて、充実・実施すること。
17	「時間延長」や「学童機能付き」など多様化している「放課後子どもひろば」が、子どもの安心かつ健全な居場所として相応しい場所となるよう、スタッフに対する適切な研修や支援を行うこと。
18	落合第四小学校学区に児童館を開設すること。
19	平成23年2月発表の「新宿区子ども園化推進検討委員会最終報告」に盛り込まれた、区立幼稚園・保育園の全園子ども園化方針は撤回すること。

## 2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)

## 要望項目

## (2)教育

1	「新宿区の教育」に以前のように憲法と子どもの権利条約を掲載し、人格の形成に値する教育をすすめること。子どもの権利条約について児童・生徒が内容を理解し、自らの権利を自覚できるよう必要な機会を設けること。
2	「日の丸」「君が代」の一方的押し付けを止めること。また、学校において指導という名の下に教員に対して処分などは行わないこと。
3	教育委員会活動の活性化をはかり、夜の教育委員会の開催やPTAをはじめとした区内関係団体との懇談会の開催などにとりくむこと。また、学校訪問を土日の学校公開にあわせて行い保護者との懇談の場を設けることや、学校評議員との懇談の場を持つなど、区民の声を直接聞く機会を多く設けること。
4	スクールカウンセラーは小中学校とも更に配置を増やし、幼稚園にも配置すること。特に、大規模校や問題を抱えている学校には加配を行うこと。また、相談室は、誰でも気軽に出入りできる部屋と、個別の相談に応じるためのプライバシーに配慮した部屋を確保し、専用電話を設置すること。子ども園・保育園にも臨床心理士を配置すること。
5	スクールソーシャルワーカーを必要とするすべての学校に配置できるよう充実するとともに、必要な研修を行うこと。
6	臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、栄養士等、専門職の処遇を改善し、常勤化すること。
7	教育センターに正規職員の臨床心理士を配置し、教育センターで行っている教育相談は、さらに受入時間を拡大し、土日・祝日・夜間など、子どもと保護者が相談しやすい環境をつくること。
8	「新宿子どもホットライン」については、電話を無料にし、メールは受付だけではなく相談のやりとりもできるようにすること。
9	小規模校については全専科の教員を配置すること。当面の措置として区費での非常勤を配置すること。特に要望の強い理科の専科教員の配置に努力すること。
10	特別支援教育推進員を全校に毎日配置すること。介助員について一括採用と研修の充実、継続雇用などの処遇改善を行うこと。
11	特別支援教室全校配置に向けて、各学校ごとに説明会を行い、保護者に丁寧に説明すること。また、全校に教室スペースを確保すること。
12	学力テストについては学校ごとの結果は公表しないというこれまでの方針を堅持するとともに、各学校に対しても自校の結果について公表しないようにという方針を区教委として明確にすること。
13	日本語がわからない子どもに対する日本語教育については、日本語サポート事業として行っている通所指導(教育センター及び分室)の集中指導期間を増し、着実に日本語を身につけさせること。各学校に指導員を派遣する取り出し指導についても派遣時間数を拡充すること。特に中学生については、教科指導や進路指導などを含め、きめ細かく対応すること。柏木小、戸山小等についても大久保小同様、手厚い対応ができるよう加配すること。PTAからの文書の翻訳等の支援を行うこと。
14	安全確保のため学校やPTA等からの要望に応じて学童擁護員を増員すること。
15	義務教育の観点から副教材費や給食費、社会科見学等の交通費は、すべて公費負担とするよう国に要望し、実現するまでは区として実施すること。
16	小中学校の就学援助の適用基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げること。メガネ・コンタクトを品目に加えること。成長に伴い必要となった制服代・中学校の部活動費など項目を充実すること。消費税率引き上げや物価高にあわせて定額で支給される就学援助の額を増額すること。
17	小中学校のアルバム代については、全児童、生徒に全額を助成し、当面、就学援助の額が実態に見合った金額になるよう更に引き上げること。入学支度金など既にある項目についても実態に見合った金額に引き上げること。
18	「成績優秀」が要件ではなく、世帯の収入を基準に誰でも受けられる給付型の奨学金制度をつくること。当面、島田育英資金は基金の果実(利息)運用にこだわらず対象人数をもっと増やすこと。
19	区の奨学金は、貸付要件をあくまで経済的な理由を第一義とし、50名程度に増やすこと。私立高校入学に必要な入学準備金をさらに増額すること。また、公・私立高校進学にともなう奨学金は、実態に見合った額に増額し、貸付枠も拡大すること。
20	貸付型の新宿区奨学金の対象を高校生まででなく、大学生・専門学校生まで拡大し、支給人数を大幅に増やすこと。大学生・専門学校生を対象とする給付型奨学金を創設すること。
21	区立小学校の校庭は、ゴムチップをやめ、芝生化すること。区立中学校の校庭は、芝生化に向けて計画を策定すること。

	要望項目
22	小・中学校の修繕については、小規模なものについても積極的に実施すること。また、学校改修にあたっては教員およびPTA、児童・生徒の意見をよく聴くこと。
23	各小中学校のプールに①暑さ、紫外線対策としてプールサイドに日よけを設置すること。②温水シャワーを設置すること。また、保護者から要望があった場合、長袖の水着の着用を認めること。
24	夏休み中のプール指導はレガスに委託し、教員の負担を軽減すること。
25	小中学校の屋上の有効利用を進めること。屋上緑化や太陽電池発電や風力発電などを積極活用し環境教育をすすめること。
26	給食の事務については教員が担当するのではなく庶務係を増員し担当すること。調理業務は業者任せではなく、アレルギー対応、異物混入防止策など、学校や栄養士と連携し教育委員会がこれまで以上に指導管理を行うこと。
27	学校給食は、国産の食材で、可能な限り無農薬、低農薬の食品を使用し、冷凍・加工食品や、遺伝子組み替え食品を使用しないこと。
28	すべての給食室にスチームコンベクションオーブン、炊飯器の設置をすすめ、給食室設備の均一化をはかること。
29	全ての小中学校に専任の司書を毎日配置すること。当面、スクールスタッフの予算を増額し、図書館スタッフの派遣時間を学校の希望どおり確保できるようにすること。図書館支援員・スクールスタッフ・司書教諭の連携を深めること。
30	教員の長時間・過密労働の常態化がないか調査し、是正をはかること。新任教員のフォロー体制を万全なものとする。正規職員を区費で雇用し、体制を充実すること。
31	小中学校と同様に、幼稚園で園から保護者への連絡方法としてメール配信ができるようシステムを構築すること。
32	各学校のPTAからの用具整備等の要望が実現できるよう予算を増額すること。
33	中学校の部活動の支援のため、指導者の育成とコーディネートを学校任せにするのではなく支援すること。
34	教科書採択の展示会場は、現行よりも広い場所に変更すること。また、意見は郵送・FAX・メールでも受け付けることを周知すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
6、福祉の充実のために	
(1)高齢者のために	
1	異常気象による熱中症等の被害を未然に防止するために、独居の要介護者など自身で温度管理が困難な方の訪問・見守り体制を整えること。
2	高齢者緊急通報システムの対象者要件を緩和すること。
3	所在不明者対策としてGPS機能付きグッズ(靴一体型など)の活用等を検討すること。
4	回復支援家事援助サービスの対象者については、要介護者も対象とすること。現行の回復支援家事援助サービスと介護者リフレッシュ等支援事業については、報酬を介護保険サービスの国基準並みに引き上げること。
5	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業の利用時間数は、1年の上限を48時間、10月以降の申請分は24時間にする。
6	一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、入院中の生活を支援するためのヘルパーを派遣する「入院生活支援事業」を実施すること。
7	介護者が急病の時などに対応可能な、介護保険枠外の介護用緊急一時ベッドなど「高齢者緊急ショートステイ事業」を、更に拡大し、利用料についても軽減すること。
8	高齢者のためのケア付住宅・シルバーピアの建設を促進すること。シルバーピア以外の区営住宅の虚弱入居者にも、ワーデン等の見守り対策をもつこと。
9	区立のプールの利用料を高齢者・障害者には無料にすること。又、区内の民間温水プールについても割引制度を活用できるように区が助成すること。
10	薬王寺ことぶき館を大規模改修しシニア活動館に機能転換する際は、風呂を残すこと。大久保ことぶき館は存続し、新たな施設には風呂を設置すること。
11	高齢者雇用安定法を精神を活かし、高齢者が自主的につくる高齢者事業団等(区の外郭団体ではない)と話し合い、生活支援と位置付け就労の場を拡大するよう努力すること。
12	在宅認知症高齢者のためのショートステイ及びナイトケア(夜間対応型訪問介護)等の対策を更に拡充すること。認知症グループホームを増設すること。
13	サービス付き高齢者住宅については、有識者を交えた会議体を設け、区民が良質な物件を選択できるよう基準を示すなど支援すること。低所得者のために公有地を活用した物件提供を年次計画を立てて迅速に進めること。
14	軽費老人ホームと養護老人ホームを区内に増設すること。
15	訪問リハビリ・訪問看護・デイケア等供給見込みの低い居宅サービス計画の供給目標値を引き上げ、確保に努めること。
16	定期巡回・随時対応サービスについては、更なる事業者の参入と介護従事者を確保するため新宿区独自の支援を行うこと。低所得者の利用料負担軽減を行い、利用しやすいようにすること。
17	通所施設利用に係る食事代を課税世帯を含め来年度以降も助成すること。介護入所施設入所者の自己負担となっている食事代や居住費も区が独自に助成すること。
18	酸素吸入が必要な人が特別養護老人ホームや老人保健施設を利用できるよう、ニーズと現場にみあった補助金を支給すること。
19	視覚障害を持つ人が特別養護老人ホームや老人保健施設を利用できるよう、施設改善や人員増に支援をすること。
20	補足給付の見直しに伴う資産要件の確認については、人権侵害とならないよう十分に配慮し、必要な人が制度を利用できるよう区の責任で支援すること。また、申請書類が全て整わなくても、国の通知に沿って遺漏ないよう適切に対応すること。
21	新宿区全域を対象とした地域ケア会議を医師会など関係機関と良く相談し、高齢者総合相談センターごとの地域ケア会議を着実に進めること。
22	高齢者総合相談センターの第三者評価には、地域のケアマネージャーや事業者の評価を反映する仕組みを作ること。苦情が絶えない高齢者総合相談センターは委託事業者を換えること。
23	高齢者総合相談センターに公務員ヘルパーを配置し、困難ケースや認定申請中のケースに介入できるよう体制を強化すること。
24	介護人材確保のため、区独自の介護職員初任者研修制度または受講料の助成制度をつくること。
25	シルバーパスを所得に応じて3,000円、5,000円、10,000円等で購入できるよう区として助成すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
(2) 障害者(児)のために	
1	障害者の相談を24時間365日体制で受け付ける窓口を設置すること。
2	区独自に4サービスは上限を統一管理し、負担をゼロにすること。利用料については最高で3%を継続すること。
3	障害児の延長保育を原則実施できるよう体制を作り、希望に応じ実施すること。
4	児童館を障害児が気軽に利用できるように、設備の改善および必要な人的配置などの改善を行うこと。
5	身体・知的・精神障害者の障害のニーズにあわせた障害者グループホーム及びショートステイの整備目標を引き上げ、増設を図ること。当面、スペースのある高田馬場福祉作業所内にショートステイを設置すること。
6	身体障害者・知的障害者・精神障害者のための区立の福祉作業所を増設すること。
7	生活実習所などの通所施設の不足は、定員弾力化ではなく新たな施設をつくって定員を拡大すること。
8	障害者の就労の機会を拡大するため、区内企業に対し障害者の雇用を促し、障害者雇用促進法で定める1.8%の基準を満たしていないところについては公表する等、関係各機関と協議、指導を強めること。また、区(関係法人・団体も含む)は積極的に採用すること。
9	就労継続支援については就労移行支援と同じく利用者の負担を無料にすること。
10	社会適応訓練事業(職親制度)の周知を都とともに積極的にすすめること、職親の協力事業所数を拡大すること。
11	視覚障害者が、社会参加活動だけでなく鍼灸マッサージ等の営業活動にもガイドヘルパーを利用できるように制度の改善を図ること。
12	区施設の障害者トイレは本庁舎1階多目的トイレのように順次自動扉に改めること。可能な限り電動車いすも使用できるように、当事者の話をよく聞いて改善すること。
13	高次脳機能障害者に対し、区障害者福祉センター等で行っている事業を充実するとともに、医療機関と連携し周知すること。
14	若年性認知症者のためのデイサービスを区として実施すること。また、すでに介護保険とは別に実施している事業所への運営費助成を都とも連携して行うこと。また若年性認知症の相談等窓口は障害者福祉課にすること。
15	脳血管障害等による言語障害者に対して、訪問による訓練制度を実施すること。障害者福祉センターでの事業については、もっと医療機関とも連携し周知に力を尽くすこと。
16	一人あたりのタクシー券の給付枚数を増やすこと。
17	リフト付きタクシーの台数を増やすこと。緊急時も利用できるようにすること。又簡易な車椅子だけでなく、重量のある車椅子も利用可能なタクシー台数を増やすよう業者に働きかけること。
18	障害者の自家用車燃料費の助成額を引き上げ、対象枠の拡大を図ること。また、施設通所者への交通費支給を介護者についても行うこと。駐車場に困窮している障害者とその家族に対して民間の駐車場の確保と駐車場料金の助成制度を設けること。
19	精神障害者の就労支援事業を実施計画に盛り込み、区役所の中で職場実習を拡大するとともに、他の公共機関や民間にも協力を呼び掛けること。障害者就労移行支援施設の運営助成を増額すること。
20	重度重複障害者の入所する福祉ホーム及び在宅療養者等を対象に、医療的ケアの充実と24時間対応できる介護支援体制を作ること。民間事業者への財政的支援を行うこと。
21	生活実習所で好評の小学生が利用できるショートステイを早急に増設すること。また、生活実習所以外で緊急時に24時間対応できる知的障害者児の支援体制を整備すること。
22	精神障害者のための地域生活支援センターを増設し、必要な人員配置のための財政支援を行い、24時間対応で相談業務を実施すること。
23	精神障害者等への正しい知識の普及と理解の促進を図るよう教育と福祉の連携を行うこと。教育機関での一層の理解を図ること。



2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
(3)生活困窮者のために	
1	生活保護の申請は、窓口で申請を受け付けてから申請者の事情等を聴取し適切に対応すること。
2	生活保護世帯に対する法外援護を拡充すること。また、夏、冬の見舞金を従前通りに戻すこと。少なくとも国に求めている夏季加算については当面区の法外援護として実施すること。さらに、入浴券が必要な世帯については、せめて現行の2倍に増やし、短期入院世帯も対象に加えること。
3	生活保護世帯の児童・生徒の入学準備として実際に必要な入学援助となるよう国に求め、当面不足分は区が法外援護を拡充すること。
4	保護担当課のケースワーカーを増員し、1人当りの担当者を80人程度にするよう体制強化を図ること。新人のケースワーカーの研修を充実させ利用者の要望などに適切に対応できるようにすること。
5	生活保護の適用にあたっては行き過ぎた就労指導を行わず、不況による雇用の悪化など社会経済状況を勘案し、実態に合った対応を行なうとともに、条件のある人については居宅で保護するよう必要な体制整備を行うこと。
6	生活困窮世帯のために各種制度の減額・免除及び助成一覧のしおりを作成し、区民にわかりやすく知らせること。作成するまでの間は、各窓口で他制度の減免・助成についても案内できるようにすること。
7	生活困難世帯に対する国民健康保険料並びに医療費負担分(一部負担金)の減免と分納制度を積極的に行うこと。これら制度を広く区民に周知するために、独自の「制度紹介チラシ」を作成すること。また、国民健康保険料の減免については基準を就学援助と同じ生活保護基準の1.2倍に引き上げること。
8	生活困窮者の家電リサイクル費用を助成する制度を創設すること。
9	生活保護受給者が亡くなった際の家財片付けについては、必要な予算付けを行うこと。また、オーナーに対し、制度を周知すること。
10	江戸川区のように生活一時資金貸し付け制度を区の直貸し制度として創設すること。
11	「生活困窮者自立支援法」に基づく相談事業がアウトリーチできるよう人員体制を充実すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
7、区民の健康増進と医療・公衆衛生の充実のために	
1	各保健センターに設置されている骨密度測定機を、希望者がいつでも受診できるようにすること。また、乳ガン・子宮がん検診に「骨粗しょう症」を加えて女性の検診三点セットとして毎年実施すること。乳がん、子宮がんの検診率を向上させるためにも、国の補助に加えて区としても無料にするための対策を講じること。
2	東京女子医大病院や東京医大病院も高齢者の予防接種の指定医療機関とするよう、引き続き働きかけること。
3	特定健診を中野区以外の隣接区でも健診できるようにすること。
4	認知症や高齢者・子どもの虐待、精神障害者等に対応する保健師を増員すること。
5	医師の指示により酸素濃縮機及び人工呼吸器の電気器具使用者に対して、装置の使用にかかる電気代を助成すること。
6	ふれあい入浴事業は、利用者と浴場事業者の意見を十分聴き、自宅にお風呂のない高齢者の入浴日数の拡大などの改善を図ること。「ふれあい入浴証」は、毎年対象者全員に送付すること。区内に最寄りの公衆浴場のない地域では、クーポンをつくるなどして、隣接区の浴場も利用できるようにすること。
7	地域の公衆浴場がこれ以上減少しないように、公衆衛生と地域コミュニティの場を守る視点から浴場業者の要求を積極的に取り入れ、より一層の支援策を講じること。また、千代田・港・中央など各区で公衆浴場を公設で実施している事例も参考にし、公設浴場を設置すること。
8	保健センターで月1回行っている栄養指導は回数を増やし、曜日や時間帯を選べるようにすること。
9	胃がん検診は、バリウムを飲むことが危険な高齢者など医師の判断によってはABC検診や胃カメラも選択できるようにすること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
8、区民が定住できる安全で住みよい街づくりのために	
1	区民の住環境を守るため、新宿区独自の環境アセスメント条例を制定すること。絶対高さ制限の大規模敷地特例を認める場合は、地域住民への説明を徹底し合意と納得なしに進めないこと。都市再生緊急整備地域の再開発計画にあたっては、十分な時間をかけて住民参加で地区計画を策定すること。
2	「木造賃貸住宅地区整備促進事業」については、従前居住者に対する相談活動、仮住居対策、従前居住者用住宅の確保、住み替え者への家賃補助、新築建物の家賃軽減対策等に万全を期し、本事業による立ち退き者を生じさせない措置を講じた上で、対象区域の積極的拡大をはかること。 「若葉・須賀町まちづくり」については、若葉二丁目・三丁目のモデル地区に、都心共同住宅供給事業などあらゆる公的支援を行い、住民の負担が少なく、希望に添うようなまちづくりをすすめること。共同化を希望しない住民も共存できるまちづくりとすること。
3	新宿駅東西自由通路の工事変更、遅延、資材価格の変動などで費用が増加する際は、事業主体であるJRが責任をもち、これ以上区財政から支出しないこと。通路の開通により受益が見込まれるデパート等の事業者にも応分の負担を求めること。
4	新宿駅周辺地区の交通環境整備促進事業の進捗状況について区民に情報を公開し、意見を聞くこと。あくまで区財政の支出はしないこと。また拙速な都市計画は行わないこと。
5	靖国通り地下通路(サブナード)の延伸計画は関係事業者主体で実施し、区財政からの投入はしないこと。
6	区営住宅を増やすこと。名義人死亡による使用承継については、60歳以下であっても配偶者・障害者に限定せず、一親等まで継承を認めること。閉鎖管理になっている早稲田南町アパートについては、リフォームなどを行い区営住宅として活用すること。
7	区民住宅を存続させ、特定住宅の家賃値上げは行わないこと。
8	障害者のための区立住宅は入居者の実情に適合した住居となるよう、ハーフメイド工法にすること。また視覚・聴覚障害者に適応したケア付住宅を創設すること。
9	学生・勤労青年向けの家賃補助の募集戸数を毎年度100名まで拡大すること。新婚世帯向け家賃補助制度を復活すること。
10	脱法ハウスについては、事業者に対し違反是正指導をすること。入居者の転居先確保などの支援を行うこと。
11	脱法ハウスなど劣悪な住居への入居を抑制するために、賃貸契約に必要な初期費用の貸出しや公的保証人制度を創設すること。
12	住み替え居住継続支援制度利用の対象者に公営住宅入居基準以下の低所得者を入れること。また、愛の手帳は4度まで拡大すること。
13	居住支援協議会を学識者、弁護士、NPO、居住支援団体、不動産協会などの参加により設置し、「住まいは福祉」の立場で脱法ハウスや高齢者等の住まいなどの問題を協議し、居住支援を強化すること。
14	高齢者等入居支援事業については、低所得世帯等にも対象を拡大し、斡旋できる保証会社を更に増やすこと。緊急通報装置等利用助成については「あんしん居住制度」で提供されている他のサービスにも助成を拡大すること。
15	「福祉のまちづくり条例」を制定し、区の公共施設、民間施設や駅舎、バス停、公衆便所、公園などを高齢者・障害者が利用しやすくすること(スロープ・エレベーター・エスカレーター等の設置等)。
16	点字ブロック上に自転車や看板を置かないようマナー向上の啓発を行い、必要に応じ移動・撤去すること。
17	区有施設に難聴者のためのヒアリング・ループなどの集団補聴システムを整備すること。当面、新宿区ユニバーサルデザイン・ガイドライン周知徹底を行い、事業者に強力に要請すること。
18	区道の無電柱化を促進し災害に強く歩行者に安全な道路づくりを促進すること。
19	JR新大久保駅にエレベーターだけでなくエスカレーターも設置するよう働きかけること。新宿区民も利用するJR東中野駅東口のバリアフリー化を要望すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
20	一日利用客が3,000人以上の区内の全鉄道駅に転落防止柵やホームドアを早期に設置するよう鉄道事業者に強く働きかけること。ホームと電車の間が大きく開いている飯田橋駅について、ホームの移設・直線化工事の完了時期によっては、工事着手前でも転落防止柵を設置するようJRに要望すること。
21	車椅子利用者の移動確保のために、ホームと車両の段差を解消するよう各鉄道事業者に要望すること。
22	屋外地図・案内板を増設すること。特に、「住居表示」を行っていない町には直ちに設置すること。
23	地下鉄早稲田駅については、かねてから「案内板」設置要望が出されているが、大学をはじめ医療センター、各種障害者施設などを訪れる多くの来街者のためにも、早急に設置すること。
24	地域コミュニティバスを運行するため、区内のニーズ調査をし、区が初期投資だけでなく運行経費も助成すること。
25	関東バスについては運行回数を当初並みの1時間に3本は運行できるよう、中野区とも協議のうえ区が財政的な支援を行うこと。東京山手メディカルセンター病院内に停車できるよう働きかけるとともに、上落合中通りも運行できるよう区としても積極的な支援をすること。
26	観光バスの無断駐車対策を行うこと。
27	開かずの踏み切り解消のために中井駅～高田馬場駅間の西武新宿線の地下化を要望すること。下落合駅南口に券売機を設置するとともに終日開けるよう西武鉄道に要望すること。
28	試行の成果を踏まえ、全ての公衆便所にトイレトペーパーを設置すること。改修計画を前倒しにし「だれでもトイレ」を出来る限り整備すること。
29	空き家・ゴミ屋敷等の適正管理に関する条例の内容を周知し、対策を具体的に進めること。空き家バンク制度を作り、有効活用をすすめること。早急に現状調査をすること。
30	「自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」で、新築の際に駐輪場附置が義務付けられている施設については、既存建物にも附置を義務づけるように条例改正を検討すること。当面、放置が常態化して危険な箇所を調査し、事業者に改善を求めること。塾や学校などには駐輪場等の定期または一時利用を誘導すること。
31	鉄道事業者や東京都に働きかけ、駅周辺に自転車駐輪場や自転車整理区画を設置し、放置自転車の解消を図ること。駐輪場の見回りを夜間まで実施すること。一時利用ができる駐輪場を拡充、整備すること。全ての自転車駐輪場の一時利用について、2時間まで無料とすること。
32	四谷三丁目丸正前自転車置場の一時利用台数を増やすこと。
33	区道で可能な箇所に自転車レーン等を整備すること。
34	幼児、児童向けヘルメットや3人乗り自転車購入に対し、子育て支援の立場から費用を助成すること。
35	乗り捨て型自転車レンタル事業(コミュニティサイクル)を試験的に実施し、効果を検証して本格実施すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
9、環境破壊を防ぎ、みどり豊かな生活環境を	
1	ゴミ分別を更に周知徹底し、資源化できるものをゴミとして排出しないよう一層努力すること。容器包装以外のプラスチックゴミも資源として回収すること。牛乳パックやトレーの回収拠点を拡大し、再生利用を促進すること。
2	家庭ゴミの有料化はしないこと。
3	事業系のゴミ廃棄物処理手数料について、小規模零細事業主の負担軽減策を講じること。
4	光化学スモッグ情報は「しんじゅく安全安心情報ネット」などを活用し、区も独自に発信すること。
5	自動車排気ガス測定局、一般環境大気測定局は3局に留めず地域のバランスも考え増設を図ること。
6	区有施設で使用する電力は、条件付き競争入札によって購入し、東京電力以外のPPS(特定規模電気事業者)からの購入を増やすこと。
7	緑被率向上のため、国公有地の樹木を区の保護樹木に指定し、無計画な伐採は行わせないこと。また、民間の開発事業の際、現存の樹木を残し、やむを得ず移植する際も敷地内での移植を働き掛けること。また、保護樹木の維持管理費を増額することや枝の剪定の支援など取り組みを強めること。
8	未使用遊休の公有地・民有地やビルの屋上緑化等を活用して「区民農園」を確保し、貸し出すこと。
9	異常気象による熱中症等の被害を未然に防止するために、区道の遮熱舗装を計画的に進めること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
10、中小零細業者の経営とくらしを守り、地場産業を振興させるために	
1	新宿応援セールにとどまらず、プレミアム商品券、電子マネー決済導入経費助成など工夫した商店街振興策を実施すること。国の補助金がなくても区が独自に区商連や商店などの要望を聞いて振興策を実施すること。
2	産業振興条例第5条、第6条に基づき、商店会に加入していないチェーン店などには強く加入を働きかけ、引き続きチェーン店本部に出向くなどして要請すること。そのためにも実態調査を行い、対応を具体化すること。
3	小規模工事受注希望者登録制度の趣旨普及と情報公開を強化すること。
4	物品についても区独自に最低価格制度の導入を検討すること。
5	区の各課で印刷物を見直し、分割発注や簡便に区の仕事を受注できる「印刷の日」を設定する等、区内零細業者にも配慮した仕事おこしを行うこと。
6	印刷・染色・古書店等、新宿の特色ある業種に対する支援策を重点事業として位置付け、小野基金の活用にとどまらず財政援助を拡大すること。
7	新宿区の特色ある業種である古書籍業の振興対策を計るため、関係団体と定期的に協議の場を設け、区のブランドとして継続して宣伝を行うこと。また「古本市」などイベントを行うための施設の提供を行うなど、実効ある振興策を実施すること。
8	地場産業である印刷・製本業を守るため、大企業が一方的に仕事量の大幅削減や取引条件の変更などをしないように、区内の大企業、親企業に要請すること。
9	空き店舗活用支援事業について積極的にPRし、活用店舗を区のHPなどを使い知らせ順次拡大していくこと。今後、NPO、地元商店会等が地域貢献事業のために空き店舗を活用する場合、店舗改修等の初期費用に加えて家賃の助成や貸付も行うこと。
10	中小企業の人材育成、研修等への補助を行うこと。
11	中小企業の社会保険料の事業主負担分に対し補助を行うこと。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
	要望項目
11、消費者の権利を守るために	
1	区として総合的な消費者保護計画を策定し、「消費者保護条例」、「食品安全条例」を制定すること。
2	消費生活センターの相談体制を強化し、あっせんその他解決のための機動性をさらに高めること。相談員の常勤化を順次図り、資格や専門知識に相応しい処遇に改善すること。
3	消費者活動促進等事業助成について、継続的に行われてきた活動に引き続き助成するとともに、新たな活動にも助成できるよう、消費者団体の要望を聞いて事業の拡充を図ること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
	要望項目
12、平和のための施策について	
1	「(仮称)平和施策の推進に関する条例」を制定すること。
2	平和首長会議がすすめる「核兵器禁止条約の交渉開始等を求める」署名用紙を、各特別出張所や公共施設・学校などにも置いて促進すること。
3	親と子の平和派遣事業については、募集枠を10組以上に増やすこと。同時に高校生の派遣事業をおこなうこと。
4	新宿区内の空襲惨禍を語り継ぐため、5月25日に行われている慰霊祭を支援し、同時に広報などで区民にも知らせること。
5	区長は憲法99条に則って憲法9条を擁護する立場を区民の前に明確にすること。また「憲法をくらしに活かそう」の幕を庁舎に掲げること。
6	被爆者の高齢化に鑑み、被爆者への見舞金を増額するとともに、被爆者の墓参に対し助成金を支給すること。また、被爆者団体への助成金を拡充すること。
7	旧陸軍関係施設の資料は防衛省で保存し公開されているが、新宿区の歴史保存のため、国や都にもはたらきかけ、新宿区歴史博物館として、栄養研究所や戸山の軍医学校理学教室など区内にある旧陸軍関係施設の歴史的資料をもれなく保存し、編纂・発行すること。
8	平和マップを小中学生に配布し平和教育に活かすこと。また外国人向け、小中学生向けのマップを作成すること。戦争平和遺跡のボランティアガイドを育成すること。
9	国民保護法の武力攻撃等の事態想定(8類型)に基づく訓練は行わないこと。



2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
	要望項目
13、女性の権利と人権の確立のために	
1	労働組合のローカルセンター女性部等と懇談するなど働く女性の区政に対する意見・要望を聞く機会を設け、雇用の分野における男女平等とワーク・ライフ・バランス促進施策に反映すること。中小零細企業でも育児・介護休業を取得できるよう支援を充実させること。
2	区の各種審議会等の男女の比率がそれぞれ50%になるよう女性の登用を積極的にすすめること。区の女性管理職の比率を向上させること。
3	配偶者等からの暴力に苦しむ母子の支援を促進するために、女性相談員を増員し、相談・保護から自立にいたるまでさらにワンストップ化をはかること。民間関係団体との連携・支援を充実させること。
4	「新宿区特定事業主行動計画」目標達成のための具体策を講じること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
14、区内で働く勤労者のために	
1	就労・労働施策を区政に位置づけ推進すること。現在「新宿区勤労者・仕事支援センター」職員の半数は非常勤であり、早急に常勤・正規職員化をすすめ、勤労者の福利厚生充実をはかる法人に相応しい労働条件を整え、やり甲斐と責任がもてる体制にすること。
2	区が雇用しているパートの時給は最低1,000円以上に引き上げ、官製ワーキングプアをつくらないこと。また、区施設の指定管理者・委託事業者等が雇用する職員についても同様の待遇とするよう要望し、必要な委託料を保障すること。
3	勤労者福利厚生資金については、貸付限度額を100万円にし、区が利子補給をすること。また、利用者拡大のためにも周知をすること。
4	「ポケット労働法」については、ダウンロード版だけでなく、著作権を活用して印刷し、新成人や区内に住む高校の卒業生へ配布すること。また、「はたちの集い」の会場に労働相談のコーナーを設けて、参加者の相談にのれるようにすること。
5	労働相談窓口を設置すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
15、区内在住の外国人のために	
1	区内在住外国人の声を区政に反映させるために「多文化共生まちづくり会議」や「多文化共生連絡会」に外国人参加者を増やすこと。「区長へのはがき」の外国語版(英・中・韓など)を作成し、多文化共生プラザ等の区施設にも置くこと。
2	外国にルーツを持つ子どもと家庭の生活全般についてのトータルケアを充実させるため、専門性を持った多文化ソーシャルワーカーを設置すること。
3	ゴミ・リサイクルや防災など、生活に必要な情報は、アパート・マンションの家主や管理人等を通じて伝えるなどやり方を工夫し、生活習慣の違いなどで地域の日本人と不必要な軋轢が生じないようにすること。日本語学校等にパンフ等を郵送するだけでなく、訪問し、活用を働きかけること。
4	義務教育を修了していない外国人等に教育の機会を保障するため、夜間中学を設置すること。
5	通訳の言語については、4カ国からミャンマー語などより多くの国籍に対応して拡大すること。区が作成するチラシ・パンフレットもさらに多言語化をすすめること。
6	ヘイトスピーチや反韓デモに対しては、国連人種差別撤廃委員会の最終報告を踏まえ、東京都など関係機関と連携するとともに、多文化共生・人権擁護の立場から条例を制定すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
16、区民のスポーツ、レクリエーション、地域文化の発展と生涯学習振興のために	
1	スポーツ施設(校庭開放含む)の団体登録の登録要件を統一し、窓口を一本化すること。登録団体についての区内在住、在勤、在学等の要件を緩和すること。また、各種スポーツ団体の大会に区以外のチームも参加できるようにすること。
2	区内企業や官公庁、区内大学などのスポーツ施設について、平成17年度に行った調査を再度行い、区民が利用できる施設を拡充すること。新宿区が他区と共同で借りている上智大学のグラウンドについては、使用方法やグラウンドの整備について大学側と相談し改善を図ること。また、千葉県睦沢町の事例のような区外グラウンドを確保すること。
3	野球場のナイターの照明の料金(時間6,000円)を、近隣区と同程度の時間2,600円～4,000円程度に引き下げること。
4	西戸山公園野球場に、フットサルだけではなくサッカーのゴールを設置すること。
5	妙少寺川公園多目的運動広場については、広く使えるように管理棟の移動など本整備を早期に実施すること。また、扇風機だけでなく空調の整備、温水シャワーの設置など更衣室の改善とナイター設備の設置および芝生の整備を行うため、中野区と積極的に協議すること。
6	スケートボードや3オン3などのストリートゲームが安全にできる広場の確保や公園整備をすること。また、必要な場合、都などにも要請すること。
7	新宿スポーツセンターの大小の体育館に大型扇風機だけでなくクーラーを設置すること。
8	コズミックスポーツセンターの個人利用を拡大すること。コズミックスポーツセンターの多目的広場に、団体、個人とも利用できるローラースケート、ローラーブレードを置き、貸し出すこと。
9	学校開放にともなうトイレ、シャワー施設を整備し、更衣室、ロッカーの設置については改築時を待たずに、利用方法を工夫し設置できるところから行うこと。
10	すべての学校の体育館で、床に傷がつかない措置をすることを条件に一輪車の利用ができるようにすること。
11	地域センターの利用料を引下げること。
12	スポーツ施設の利用料に障害者や高齢者の減免制度を設けること。
13	関東ローリングバレー大会などの障害者スポーツの会場費は無償にし、新宿でも開催できるようにすること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
	要望項目
17、区政の民主化と行政サービス向上のために	
1	自治基本条例の趣旨に則り、住民参加条例をつくり、区のあらゆる施策について政策形成段階から区民の参画を保障すること。
2	新宿区自治基本条例に基づく住民投票条例を早急に制定すること。
3	新宿区パブリックコメント制度を見直し、区的意思決定後に区民意見を公表するのではなく、決定以前の段階でも意見交換をおこなったり取り扱いや公表方法の規定を加える等、自治基本条例の精神に則り、区民参加をより促進するものに発展させること。
4	現在区が直営で運営している施設は指定管理者制度に移行せず、直営を続けること。指定管理者に対して、サービス低下防止や安全確保のために必要な委託料を支払うこと。
5	区有施設の統廃合計画やその後の施設・区有地の活用については、区民・地元住民が参加する検討組織を立ち上げ、計画立案から実施に至るまで住民参加で進めること。計画が決定するまでの間は閉鎖管理とせず暫定活用すること。
6	区民サービスの質を維持し、職員の安全を守る観点から、総務省の指示のまま職員定数削減や現業職場の職員の賃金・労働条件の引き下げを押し付けないこと。定数見直しは全職場的に検討するボトムアップの機構を設置するとともに、職員団体との合意のもとにすすめること。また、組織の再編・見直しについては、職員団体との合意とともに、関係する区民団体等と協議するなど区民の意向を充分尊重してすすめること。
7	区長など特別職の退職金を廃止すること。少なくとも現行より削減すること。
8	投票率を向上させるため、①期日前投票所や当日投票場所を増設し、地域区分も見直すこと。②告(公)示日の翌日からの特別出張所での期日前投票が、都議・都知事・国政選挙でも可能となるよう、当面は1, 2ヶ所からでも実施すること。③既存の投票所が建て替え等で変更される場合は当該住民の意見を尊重すること。④国政選挙であっても投票率の向上対策として屋外拡声子局による投票日周知の放送を行うなど、棄権防止の呼びかけをおこなうこと。⑤啓発活動を積極的におこない費用対効果が上がるよう工夫すること。⑥投票所のバリアフリー対策を十分にとること。さらに、投票日にマイクロバスを走らせ投票所への送迎を行うこと。
9	公営掲示板の設置場所については、地元町会の協力も得て、民間の施設にも働きかけるなどして人通りの多いところに設置できるよう改善すること。
10	選挙管理委員会の会議概要だけでなく議事録を作成し、公表すること。

2016年度新宿区予算編成に関する要求書(共産党)	
要望項目	
18、地方自治と財政自主権の確立のために	
1	2007年から始まった大都市事務の役割分担・財源配分を整理する「都区のあり方検討会」のまとめは、区民サービスと区財政に大きな影響をもたらすことになるため、必要に応じて検討状況を区民に伝えること。検討会でも、基礎自治体優先の立場を貫き、都側の「区域のあり方」の主張ははね返すこと。
2	財政協議の中で、区の配分割合を55%以上に拡大し、特別交付金は5%から2%「に戻し基準を明確化するよう強く主張し実現させること。また、精神障害者に対する福祉手当支給、予防接種等の新たな需要の算定など、区側の主張を反映させるため一層の努力をすること。
3	都市計画税の特別区への税源移譲について国や都に働きかけること。
4	東京電力、東京ガス、NTTの電柱・管路等の道路占用料については、政令基準の積算単価に基づき、これまでの積み残し分も含めて適正な額に引き上げること。
5	様々な重要事項を討議・決定している特別区長会を公開すること。議事録を作成し公開すること。